

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
28	おおいた若者就職・定着応援事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	若年者の失業率、無業者数及びフリーター数、新規学卒者の早期離職率を改善するため、地域の実情に合った就職支援の取組が必要である。
事業の目的	若年求職者の早期就職並びに職場定着を推進するため、「ジョブカフェおおいた」を運営し、就職相談や企業への情報提供、セミナー開催等を実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. ジョブカフェおおいた本センター運営事業 相談員の配置、キャリア教育支援員の配置、職業相談、各種セミナーの実施、キャリア教育支援強化、相談員のスキル向上研修の実施、サテライトへの支援強化、関係機関との連携等を行う。 2. ジョブカフェおおいたサテライト運営事業 (1) ジョブカフェおおいたにおける相談体制・環境の整備等 相談体制・環境の整備（出張相談会の開催等）、ジョブカフェおおいたPR資料の発行等を行う。 (2) ジョブカフェおおいた各サテライトの運営 各地域企業に対する情報提供、相談対応、各地域教育機関に対するキャリア教育支援、関係機関との連携等を行う。

2. 事業実施期間

平成 28 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年 度	平成 30 年度	令和元年度
ジョブカフェおおいたを 通じた就職者数（人）	目 標	—	—	700
	実 績	—	—	752
	達成率	—	—	107.4%

4. 概要の補足説明

おおいた産業人財センターへの業務委託について、令和元年度の実績額は 87 百万円であり、業務委託内容としては、以下のとおりである。

①ジョブカフェおおいた本センター運営事業

②おおいた産業人財センター運営事業

おおいた産業人財センターに相談員等を配置し、県内企業の求人を掘り起こして移住相談等で相談対応した U I J ターン希望者とのマッチングを実施

③プロフェッショナル人材活用センター運営事業

民間人材ビジネス事業者を活用して大都市圏等から県内企業へのプロフェッショナル人材の還流を推進するため、センターにマネージャー等を配置

④おおいた学生登録制度運営事業

学生や大学等への進学を希望する高校 3 年生に「おおいた学生登録」への登録を促し、登録者へ W E B マガジン等で企業情報や地域情報などを発信

そして、当該おおいた産業人財センターの運営事業体は（公財）大分県総合雇用推進協会としている。

5. 監査結果

指摘 28-1	県からの（公財）大分県総合雇用推進協会及び各商工会議所への概算払について
勸奨事項	県からの（公財）大分県総合雇用推進協会及び各商工会議所への概算払について、支払計画を作成しているものの概算払の支払処理前に意思決定をしておらず、委託先からの請求に応じて支払っている。 また、委託事業の進捗と概算払額が対応しておらず、概算払額が事業の進捗に比して著しく多額となっていることから、概算払の時期及び金額の再検討が求められる。

《補足》

おおいた産業人財センターへの業務委託は、【4. 概要の補足説明】に記載のとおり、その運営事業体である（公財）大分県総合雇用推進協会に当該事業に係る委託料を支払っている。

その支払方法であるが、「委託事業に係る資金的な余裕がない」との理由で、委託業務に必要な経費執行の進捗に応じた支払いをしており、1年間の委託料87百万円のうち5月末に35百万円を、12月中旬に31百万円を、そして翌年5月中旬に残額を支払っている。

委託金額の支払は、業務委託契約書第17条で委託金額の確定後に支払うこととしており、5月末の支払は4月ひと月分の事業実施実績では7百万円（87百万円×1ヶ月／12ヶ月）相当となるどころ、概算払額が35百万円と著しく多額となっている。

この理由としては、同協会は公益財団法人であり、営利目的の事業を実施しておらず、主な収益源である会費収入等は協会自主事業に充てる必要があり、受託業務に関しては資金に余剰がない状態であるため、ということであった。また、当該概算払についての県の意思決定のプロセスについても、最初に支払う5月末支払いに係る支払命令書に支払計画を添付しているだけで、事前に同協会との合意した証跡もみられない。

一方、委託契約書第18条には、「委託金額は、精算払の方法により支払うこととするが、甲（県）が必要と認める場合には、概算払の方法により支払うことができる。」とある。契約の趣旨は、精算払が原則であり、概算払は県が必要と認める場合に限る例外であり、例外を認めるには、県による適切な検証が求められるというのが適切な解釈であろう。

金銭の支出は、あくまでも業務の対価として役務の提供を受けた後の適切な検収を経て支払われるべきである。このような著しい前払いの状況は、契約の趣旨からすると、不合理であると言えるのではないだろうか。今回を契機として、同協会への概算払の支払時期や金額について再検討されたい。

また、概算払が認められる場合でも、支払方法には工夫の余地があるのではないだろうか。例えば、事業実施状況等報告を毎月15日までに提出を求めていることから、計画に対する実績の進捗を勘案して支払う方法も検討の余地はあると考える。

また、ジョブカフェおおいたサテライト運営事業についても同様である。当該業務の委託先としている別府・中津・日田・佐伯の各商工会議所には「委託事業に係る資金的な余裕がない」との理由で、1年間の委託料の半分相当を5月末、残りの半分相当を10月末に支払をして、全額を委託期間が終了する5ヶ月前に支払っている。役務の提供を受けた割合に基づけば、5月末の支払は4月ひと月

分の見合いで委託料の 10%弱（1 ヶ月／12 ヶ月）相当であるところが 50%を支払っていることになり、こちらも前払が著しく多額であることから、支払方法の検討の余地があると思われる。

指摘 28-2	おおいた産業人財センターへの委託事業と成果指標について
勸奨事項	委託仕様書における各実施業務について、それぞれの事業との関連が複雑で分かりにくいことから、委託業務の支援内容と委託事業との関連を分かりやすく整理したうえ、PDCAサイクルを回し、経済性・効率性・有効性も意識しながら委託業務を実施することが望まれる。

《補足》

【4. 概要の補足説明】の記載のとおり、おおいた産業人財センターに対して、下記の業務委託を行っている。

- ①ジョブカフェおおいた本センター運営事業
- ②おおいた産業人財センター運営事業
- ③プロフェッショナル人材活用センター運営事業
- ④おおいた学生登録制度運営事業

県はこの4事業を一括して、「2019年度おおいた産業人財センター運営事業委託」として契約締結している。

そして、本事業である「おおいた若者就職・定着応援事業」が①に、「おおいた学生県内就職応援事業」が④に、「U I J ターン就職等支援強化事業」が②と③に組み込まれている。当然ながら、それぞれの事業については、年度計画予算があり、達成すべき成果指標がある。

また、おおいた産業人財センターを運営している（公財）大分県総合雇用推進協会との契約書には委託仕様書があり、支援内容として以下のとおりとなっている。

- ア. 県内企業の従業員の雇入れ・職場定着支援（②）
- イ. U I J ターン就職希望者の就職支援（②）
- ウ. 概ね 40 歳未満の若年者の就職支援（①、④）
- エ. 人財センター登録企業と人財センター登録求職等のマッチング実施（②）
- オ. プロフェッショナル人材戦略拠点運営（③）

更に委託仕様書には、区分経理をすべきとして、①～④の事業毎に運営経費を

区分して、執行・管理すべき旨の定めがあり、それぞれの施策の費用対効果の把握の観点で重要な視点である。

しかし、事業毎の運営経費を適切に区分把握ができない状態になっていれば、①～④の事業への資源の投入量が明確とはならないため、投入した資源と成果の関連性が曖昧となり、実施した施策に対して誤った評価を導くことになる懸念がある。その結果、無駄な資源を投入し続けることになることも想定される。そのため、県では、事前に支援内容と委託事業を適切に整理することが望まれる。

そして、おおいた産業人財センターに委託している業務である、①ジョブカフェおおいた本センター運営事業、②おおいた産業人財センター運営事業、③プロフェッショナル人材活用センター運営事業、④おおいた学生登録制度運営事業について、漫然と継続して実施していることはないか、大分県が推進する雇用労働政策の目的に合致しているのかどうかを意識して、委託業務の内容を決定しているのかについて振り返りを行い、PDCAサイクルを回して、今日的な雇用労働政策の課題を経済性・効率性・有効性も意識しながら委託業務を実施されたい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	42, 528	42, 528	42, 576
決算額	42, 415	42, 293	42, 145
一般財源	42, 415	42, 293	21, 268
繰入金	0	0	0
国庫	0	0	20, 877

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	58	141
旅費	10	9
委託料	41, 985	41, 755
使用料及賃借料	240	240
計	42, 293	42, 145

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
29	シニア雇用推進事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	生産年齢人口が減少し、総人口に占める高齢者割合の増加が見込まれている中、元気で就労意欲の高い高齢者が年齢に関わりなく継続的に活躍できる職場環境が十分に整備されていない。 また、中高年齢求職者の中には、「職種」「賃金」等の条件を重視し、職業選択の幅を狭め、離職期間が長期化する傾向にある。
事業の目的	中高年齢求職者（おおむね 40 歳以上）の早期の再就職を図るため、職業相談、職業紹介やキャリア・コンサルティングなどの就職支援をワンストップで実施する。 中高年齢者のうち就職の厳しいシニア求職者（おおむね 60 歳以上）の就業機会の拡大を図るため、シニア世代が働きやすい職場環境の整備に関する普及・啓発を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. シニア雇用推進オフィス シニア雇用推進員を配置し、事業所訪問を通じて企業の高齢者雇用の意識啓発・シニア向け求人の開拓を実施する。 2. 大分県中高年齢者就業支援センター 就業支援相談員を配置し、国が実施する職業相談・職業紹介と併せてキャリアコンサルティング等を行い、中高年齢者の再就職を支援する。

2. 事業実施期間

平成 28 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
キャリアコンサルティング利用者の就職率 (%)	目 標	63.0	63.0	63.0
	実 績	57.7	73.0	58.0
	達成率	91.6%	115.9%	92.1%

4. 概要の補足説明

雇用環境が厳しい中高年齢者に対して、再就職等の促進を図ることを目的に県が行う中高年齢者就業支援施策と、ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の国が行う雇用対策を、「大分県中高年齢者就業支援センター」において一体的に実施している。そして、「大分県中高年齢者就業支援センター」では、県は個別のキャリアコンサルティングを行う就業支援相談員を1名配置、国は職業相談、職業紹介等を行う職業相談員4名を配置、計5名体制で運営している。

5. 監査結果

指摘	29—1	アウトカム指標について
勸奨事項	成果指標のアウトカム指標としてキャリアコンサルタント利用者の就職率を掲げているが、職業相談・紹介やキャリア・カウンセリング等を通じた就職者数等とすることが望まれる。	

《指標》

成果指標として、キャリアコンサルティング利用者の就職率を掲げている。当該事業の目的が、中高年齢求職者の早期の再就職や就業機会の拡大支援を図ることにあることから、就職者数を指標とすることが望ましいと考える。

キャリアコンサルティング利用者の就職率の成果指標は、大分県中高年齢者就業支援センターの就業支援相談員のコンサルティング力を示す指標としての意味はあるが、今回の事業目標と合致していないと考える。また、キャリアコンサルティングを受ける中高年齢者が求める職種の求人動向によっても就職率は大きく左右されることになり、目標指標を達成しようと努力するインセンティブが働くのかも疑問である。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	8,007	7,987	7,174
決算額	6,885	7,207	6,294
一般財源	6,009	6,380	5,158
繰入金	0	0	0
国庫	0	0	1,130

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	330	489
役務費	244	97
委託料	0	143
使用料及賃借料	1,770	870
計	2,344	1,599

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
30	女性のスキルアップ総合支援事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	労働力人口の減少が懸念される中で、女性の活躍を推進することが不可欠であり、出産・育児等で離職した女性が早期に仕事復帰できるように支援するとともに、ライフステージに応じた就業を可能にする制度や育児・介護等との両立環境の整備、在宅ワークなどの多様で柔軟な働き方の導入などの取組が課題となっている。
事業の目的	女性の再就職を支援するため、企業での就業体験の支援や企業とのマッチング、託児サービス付職業訓練を行い、働くためのスキル取得を促進する。また、子育てや介護等の家庭の事情により外で働くことが困難な女性に対し在宅ワークに関する支援を行い、柔軟で多様な働き方を実現させる。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 在宅ワーク推進事業 (1) 在宅ワーク啓発セミナー (2) 在宅ワーカー養成講座 等 2. 働きたい女性応援事業 (1) 働きたい女性応援サイトの情報発信 (2) 働きたい女性トータルサポート事業 再就職支援セミナー、合同企業説明会及び企業体験会を実施する。 3. 女性の再就職チャレンジ支援事業 (1) 託児付職業訓練 (2) 母子家庭の母等対象職業訓練 等

2. 事業実施期間

平成 29 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
本事業による就職者数 (人)	目 標	180	180	180
	実 績	91	89	105
	達成率	50.6%	49.4%	58.3%

4. 概要の補足説明

女性のスキルアップ総合支援事業には、在宅ワーク推進事業、働きたい女性応援事業、女性の再就職チャレンジ支援事業の3つの大きな柱がある。

そして、在宅ワーク推進事業には、①在宅ワーク啓発セミナー、②在宅ワーカー養成講座、③在宅ワークスタートアップ講座、④在宅ワーカー活用セミナー及び在宅ワークマッチング交流会、といった施策がある。その内、②～④までは、それぞれ企画提案競技により委託先を決定したが、いずれも一委託先が受託することになった。

また、働きたい女性応援事業では、働きたい女性のトータルサポート事業として、①女性向け就労支援講座、②女性向け合同企業説明会、③企業見学会、④1day インターンシップ、等を実施し就業意欲の喚起から就業体験までの一体的支援を行っている。

5. 監査結果

指摘	30-1	アウトカム指標について
勸奨事項	当該事業におけるアウトカム指標として本事業による就職者数としている。しかし、当該業務は異なる就業形態を支える複数の事業を実施しており、各事業の成果が適切に把握できるよう各事業の目的に応じた就職者数の把握が望まれる。	

《補足》

女性のスキルアップ総合支援事業の事業内容には、【4. 概要の補足説明】の記載のとおり、在宅ワーク推進事業、働きたい女性応援事業、女性の再就職チャレンジ支援事業の3つの大きな柱がある。更に、上記の3つの柱の中に各種の施策が計画・実施されている。一方、アウトカム指標として「就職者数」を定めているが、事業毎の指標ではなく、全ての事業を通じての指標となっている。また、就職者数といっても、当該事業では在宅ワークを推進する事業もある。

したがって、本事業の評価は、「就職者数」といった一本の指標では成果を適切に評価することができず、事業毎の有効性の適切な把握はできないと考えられることから、在宅ワーク推進事業、働きたい女性応援事業、女性の再

就職チャレンジ支援事業の区分に応じたアウトカム指標を設定することが望まれる。

指摘 30-2	委託事業のスクラップアンドビルドについて
勸奨事項	在宅ワーカー養成講座の委託先は、企画提案競技により委託先が選定されている。そして、別の2つの委託事業も企画提案競技によって、当該同一の委託先を選定している。同一の委託先が複数の業務を実施することの効率性について、実績報告書の内容を精査・検討し、委託業務の内容についてスクラップアンドビルドが望まれる。

《補足》

在宅ワーク推進事業の一つである在宅ワーカー養成講座では、目標とする申込者数 60 名に対して実際の申込みは 161 名であり、講座に対する感心の高さがうかがえる。一方、当該在宅ワーカー養成講座にある在宅ワークビジネススキル基礎講座セミナー等を含めた受講者 90 名の就業者は 26 名（全て在宅ワーク）、そのうち 83%は月収が 1 万円未満という状況である。調査アンケートは 3 月に行われており、その後の新たな就業者がいるのかもしれない。しかし、就業者一人当たり 30 万円（7.7 百万円／26 人。なお、受講者 60 名の一人当たりでは 13 万円）をかけている当該事業は、経済性の観点で改善すべき点があると考え。予定された事業を実施することに満足することなく事業の効果を担当課にて共有し、今後の施策に結び付けられたい。

また、当該事業の委託先は、別の委託事業（在宅ワークスタートアップ講座、在宅ワーカー活用セミナー及び在宅ワークマッチング交流会）も受託しており、同じ内容の e ラーニング講座を複数の講座で実施するなど事業間で連携させて、在宅ワークの委託事業の効率化を図っている。委託業務を細分化することで、企画提案競技に参加する企業が増え、委託事業内容の充実が図られることも考えられるが、当該事例のように、一委託先に複数業務を委託することで効率化が図れる事例もある。今回、複数の委託業務を結果的に一社が受託したことの評価を適切に実施して、委託業務の経済性や効率性等の点で相乗効果を見られるよう、県は委託事業の実施報告書の内容を精査、評価して、次年度以降に行う事業に係る委託仕様書のスクラップアンドビルドが望まれる。

指摘 30-3	在宅ワーカーの月収について
勸奨事項	在宅ワーク推進事業によって養成講座を受講し、実際に収入を得て在宅ワーカーとして活躍している方の月収について1万円未満がほとんどである。県は、今まで以上に在宅ワーカーが活躍する場の掘り起こしに向けた企業へのアプローチを推進することが望まれる。

《補足》

県の在宅ワーク推進事業として、在宅ワーカー養成講座、在宅ワークスタートアップ講座、在宅ワーカー活用セミナー及び在宅ワークマッチング交流会に係る実施報告書には、受講者・参加者の就業者数と在宅ワークによる月収がまとめられている。それによると、就業者のうち、ほとんどが月収1万円未満となっており、収入状況の改善に向けた在宅ワークが活躍する場の拡大に、一層の企業への啓発・掘り起こしに資する施策の検討・実施が望まれる。

実施事業	就職者	月収1万円未満
在宅ワーカー養成講座	26人	83%
在宅ワークスタートアップ講座	16人	69%
在宅ワーカー活用セミナー及び在宅ワークマッチング交流会	29人	59%

注) 就職者には上記複数の実施事業の講座を受講した者21人が存在する。

指摘 30-4	働きたい女性のトータルサポート事業の評価について
勸奨事項	委託先からの実績報告書について次年度以降のPDCAに資するよう報告内容の充実が望まれる。

《補足》

当該事業は、女性の就業を後押しするための施策が総花的に入っており、何をしたいのか明確になっておらず、選択と集中が出来ていない。

また、当該事業については、アウトプット指標もない。実施結果についても委託仕様書で報告書を求めているが、その内容は実施した事業の概要に関する開催日時、場所、内容、参加内容等に関するものである。委託先からは、適宜フィードバックは受けているとのことであるが、一層の事業の評価の充実が必要であろう。委託先による当該事業に関する評価を仕様書に明記し、評価に関する報告書をもとに、県は実施事業についてスクラップアンドビルドを行うことが望

まれる。なお、この点に関して、担当課にヒアリングすると、令和２年度以降は、実績報告書に加え、評価報告書の提出を求めていることにしているとの回答を得ている。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	44,751	43,670	46,423
決算額	26,352	26,253	33,357
一般財源	12,014	9,164	13,063
繰入金	0	0	0
国庫	14,338	17,089	20,294

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2
生涯職業能力開発事業等委託費	10/10

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	325	232
旅費	233	178
委託料	25,299	32,795
使用料及賃借料	293	20
負担金補助及交付金	0	77
計	26,150	33,302

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
31	おおいたの産業人材確保・育成事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	景気回復に伴い、人手不足が顕著となっている中で、特に観光産業では、別府市内でのホテル進出や外国人観光客への対応のためフロントスタッフが不足している。また、建設産業では、技能労働者の都市部への流出等により、技能継承が困難となっている。さらに、物流産業では、トラックドライバーの高齢化に伴い、将来への安定したトラック輸送体制の維持が大きな課題となっている。
事業の目的	観光産業（ホテル・旅館のフロントスタッフ）、建設産業（技能労働者）、物流産業（トラックドライバー）の人材の確保・育成を支援するため、技能習得・資格取得から雇用までの一貫した職業訓練を実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 人材派遣会社等に委託し、技能習得・資格取得から雇用まで一貫した職業訓練の実施 (1) 観光産業を担う人材育成事業委託 (2) 建設産業を担う人材育成事業委託 (3) 物流産業を担う人材育成事業委託

2. 事業実施期間

平成 30 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
本事業による就職者数 (人)	目 標	—	48	52
	実 績	—	23	29
	達成率	—	47.9%	55.8%

4. 概要の補足説明

おおいたの産業人材確保・育成事業に係る職業訓練の実施については、人材派遣会社等に委託している。

受講生の訓練費用は、テキスト代、作業服、免許取得補習費用等を除いて原則無料である。また、事業所等が訓練希望者を雇用（給与を支給）し、研修を受講させる雇用型職業訓練である。

5. 監査結果

指摘	31-1	アウトプット指標に係る実績把握について
勧奨事項		アウトプット指標として雇用型職業訓練の受講者数を掲げているが、受講者の実績把握について、一層の適切な指標が望まれる。

《補足》

観光産業人材確保・育成事業に係る受講者実績として23名が計上されている。事業実績書にて、内容を精査すると、観光産業人材の確保・育成事業に係る座学研修の入門セミナー受講が当初23名いたが、その内5名が受講完了とならず、受講者都合による途中終了となっている（受講完了者18名）。

なぜ、受講完了者を実績とせず、当初受講者としたのかを県にヒアリングすると、当該事業は国が実施する事業を県が受託して行うものであり、国が定めた実施要領にあるアウトプット指標例を参考に当初受講者としたとのことである。

しかし、本事業を人材派遣会社等に再委託し、技能習得・資格取得から雇用まで一貫した職業訓練を実施することとしていること、アウトカム指標を本事業による就職者数とし、その過程として座学研修の受講完了が当然に期待されることから、アウトプット指標を当初受講者ではなく受講完了者とするなど一層の適切な指標があるものとする。

指摘	31-2	事業計画の変更に係る承認申請について
改善事項		委託契約書第7条（事業計画の変更）にて、一定の場合に委託先は、事前に委託業務変更契約書を提出し、県の承認を受けなければならないと定められているが、遵守されていない。

《補足》

委託契約書第7条（事業計画の変更）では「乙は、事業計画書の内容を変更し

ようとするときは、事前に委託業務変更計画書（様式第２号）を提出し、甲（県）の承認を受けなければならない。ただし、事業計画の軽微な変更及び収支予算の支出部区分欄に掲げる経費の 20%以内の流用に係る変更については、この限りではない」旨の定めがある。

ところが、県が実施した観光・建設・物流に係る人材育成事業委託について、いずれも当該委託業務の支出部区分欄に掲げる経費の 20%を超えた流用があったにもかかわらず、事前の委託業務変更計画書の提出がなかった。

担当課にヒアリングすると、経費の動きを把握することが難しく、委託金額変更に係る変更契約書の締結時に追認した形式となってしまったとのことである。今後は、委託契約書の内容を遵守した対応が必要である。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	93,428	103,442
決算額	—	52,075	65,153
一般財源	—	0	0
繰入金	—	0	0
国庫	—	52,071	65,146

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
生涯職業能力開発事業等委託費	10/10

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	46	91
委託料	50,200	62,555
計	50,246	62,646

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
32	外国人労働者受入対策支援事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	新たな在留資格「特定技能」の創設により、外国人労働者の更なる増加が想定されることから、外国人労働者の円滑な受入れや適正な雇用管理が必要である。
事業の目的	外国人労働者の円滑な受入れや適正な雇用管理を促進し、外国人労働者から選ばれる大分県を目指す。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 外国人労働者雇用対策セミナーの開催 2. 大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策協議会の開催 3. 特定技能の対象である 14 業種の県内企業に対するニーズ調査の実施

2. 事業実施期間

令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
セミナー参加者数（人）	目 標	—	—	230
	実 績	—	—	311
	達成率	—	—	135. 2%

4. 概要の補足説明

平成 30 年 12 月に新たな在留資格「特定技能」が創設され、翌年 4 月から改正入管難民法が施行された。特定技能外国人の雇用に関して、産業分野別の課題解決に向けた事業を検討・実施するため、企業のニーズや課題を把握する県内企業を対象とした意識調査「大分県特定技能外国人雇用に関する意識調査委託業務」を実施した。

5. 監査結果

指摘 32-1	一般入札の実施について
改善事項	大分県特定技能外国人雇用に関する意識調査委託業務について、一般入札を実施、1社からの入札参加申請を却下したが、当該却下の理由は適切ではない。また、入札説明書には申請却下となる要件を事前に明示すべきである。

《補足》

新たな在留資格「特定技能」の対象である14業種の県内企業に対するニーズ調査の実施を一般入札にて実施している。入札に際して、2社が入札参加申請を行った。

その後、県は入札参加資格である「県内又は他県において、当該業務と同様の業務をした実績がある者であること」を示した会社の提出書類の内容が、「当該業務と同様の業務」と認められず、申請を却下している。申請却下理由は、「当該業務と同様の業務」とは「自治体が発注者である、2,000社程度の企業団体を対象とした外国人材に係るアンケート調査」であり、それには該当しないというのである。

県による説明では、“自治体が発注者”という要件は、“自治体による調査は民間が行うものと比べ、調査項目の検討や調査結果の総括に、公益性や公平性の視点が求められる。そのような経験を有する者を選定するため、要件に設定した”との回答を得た。

しかし、委託仕様書では調査項目について県と協議・調整を行うと定めており、県は適切な関与を行うことができる。また、調査結果についても、県が最終的に調査結果の総括を踏まえて、特定技能外国人労働者の受入れニーズ、課題の把握を行い、公益性や公平性の視点での人材確保に向けた具体的な取組を推進すべきである。

そして、“2,000社程度”という要件は、“標準誤差を3%の範囲に設定し、必要なサンプル数1,000を確保するため、調査対象2,000（回収率50%、回収数1,000）に設定した”との回答を得た。しかし、目標とするアンケート対象件数の実績を入札参加資格の要件とするのは、一般に妥当と考えられる資格要件を超えており、必要以上に間口を狭めることになっていると考える。

この点で“自治体が発注者である”や“2,000社程度”という要件は必要ないのではないか。また、必要となる要件については、不公平感がないよう公告時の入札参加資格に明示すべきである。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	－	－	5,494
決算額	－	－	3,222
一般財源	－	－	1,889
繰入金	－	－	0
国庫	－	－	1,333

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	－	47
旅費	－	387
役務費	－	6
委託料	－	2,583
使用料及賃借料	－	98
負担金補助及交付金	－	8
計	－	3,129

【農林水産部】

NO	事業名	課・室
33	地域育成型就農システム支援事業	新規就業・経営体支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	就業人口の減少、担い手の高齢化が進む中、農業を将来にわたり発展させるため、産地を牽引する優れた経営感覚を持った担い手を確保・育成することが課題となっている。
事業の目的	経営感覚を持った力強い担い手の確保・育成を図るため、戦略品目の生産者組織等が設置する就農学校及び市町が設置するファーマーズスクールの整備・運営を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 就農学校の設置支援 (1) 研修施設整備 (国: 1 / 2、県: 1 / 6、その他: 1 / 3) (2) 研修施設借上 25,000 円 / 10a (年間) (県: 1 / 2, 市町等 1 / 2) (3) 指導者の設置 ①講師 12,600 円 / 日・人 (県: 1 / 2, 市町等 1 / 2) ②指導補助 12,500 円 / 月・人 2. ファーマーズスクールの設置支援 (1) 指導者の設置 25,000 円 / 月・人 (戦略品目: 県 1 / 2, 市町 1 / 2、 他: 県 2 / 5, 市町 3 / 5) (2) ほ場の確保 1 研修当 200,000 円 (戦略品目: 県 1 / 2, 市町 1 / 2、他: 県 2 / 5, 市町 3 / 5) (3) 生産物販売確保 (有機野菜の販路確保対策) 1 研修当 100,000 円 (県: 1 / 2, 市町 1 / 2)

2. 事業実施期間

平成 25 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県内就農した就農学 校・ファーマーズスク ール修了者数（人/年）	目 標	20	20	30
	実 績	45	31	42
	達成率	225.0%	155.0%	140.0%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 監査結果

指摘すべき事項はなかった。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	20,853	33,073	15,469
決算額	5,866	10,545	17,485
一般財源	5,866	6,900	5,946
財産収入	0	0	397
国庫	0	3,645	8,357
繰越金	0	0	2,785

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
財産収入（土地貸付料）	—
国庫（農山漁村振興交付金）	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	54	0
旅費	258	158
食糧費	7	0
需用費	27	42
使用料及賃借料	70	46
負担金補助及交付金	10,129	17,239
計	10,545	17,485

【農林水産部】

NO	事業名	課・室
34	U I J ターン就農者拡大対策事業	新規就業・経営体支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	農業就業人口の減少や担い手の高齢者化が進む中、産地を維持・発展させるためには、U I J ターンによる新規就農者や就農希望者の確保、就農を確実なものとするための支援が重要である。
事業の目的	U I J ターンによる新規就農者等の確保を図るため、都市圏在住の就農希望者をターゲットとした本県農業の魅力や就農支援制度のPRなどにより、県内外で開催する就農相談会や農業体験へ誘導する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. U I J ターン情報発信強化対策 相談会等集客拡大に向けた多様な手段による情報発信 2. 移住就農者拡大対策 (1) 都市圏・県内での就農相談活動（関東 13 回、関西 11 回、福岡 16 回、大分 1 回） (2) 都市圏・県内での体験研修（関東 1 回、関西 1 回、大分 2 回） (3) 県内研修機関（就農学校等）での短期研修に係る県外在住者旅費助成 3. 雇用就農者確保定着対策 雇用就農拡大のためのマッチング支援および定着向上に向けた雇用者向け研修会 （相談会：福岡 1 回・大分 2 回、インターンシップ助成、雇用管理研修会 1 回） 4. アクティブシニア活動支援事業 (1) 研修生募集（説明会：福岡 2 回・大分 1 回、広告掲載） (2) 就業支援（農大での就農支援研修：大分 1 回）

5. 中高年移住就農給付金事業

- ・ 給付主体：市町村
- ・ 受給対象：県が認定する研修を受ける者（原則 50 歳以上 55 歳未満）
- ・ 給付金額：年間最大 100 万円を最長 2 間給付（県 1 / 2、市町 1 / 2）
新規（9 名分）＋継続（1 名分）

2. 事業実施期間

平成 28 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県外からの新規 就農者数（人）	目 標	43	49	49
	実 績	44	57	48
	達成率	102. 3%	116. 3%	98. 0%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 監査結果

指摘すべき事項はなかった。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	24,943	25,839	24,819
決算額	18,648	16,945	20,583
一般財源	17,631	16,253	19,992
繰入金	0	0	0
国庫	1,017	692	591

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	6	181
旅費	3,921	4,751
食糧費	26	26
需用費	280	477
役務費	132	315
委託料	6,937	7,067
使用料及賃借料	245	27
負担金補助及交付金	5,398	7,739
計	16,945	20,583

【農林水産部】

NO	事業名	課・室
35	農業担い手確保・育成対策事業	新規就業・経営体支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	農林水産業は他産業に比べ高齢化が進行しており、就業人口も減少していることから、生産現場においては、生産基盤の脆弱化が顕在化している。
事業の目的	農業の持続的な発展のため、研修事業や資金確保等の各種支援を実施し、新規就農者を確保する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 新規就農者確保体制整備事業費補助 農業農村振興公社活動支援（相談員（就農・マッチング・就農資金等）） 新規就農に向けた相談業務、就農支援資金の債権管理等を行う。 2. 就農促進対策 就農準備研修（農大） 就農に必要な農業技術の習得のため、農大で各種研修を実施する。 3. 新規就農者融資対策 就農支援資金の償還助成及び事務委託を行うとともに、中高年者を対象として研修費の貸付を行う。 （1）就農支援資金償還助成（県 1 / 4、市町村 1 / 4） 就農支援資金の償還助成補助金 （2）就農支援資金の信連への事務委託料 就農支援資金の償還事務に係る事務委託料 （3）大分県就農研修支援資金 対象者：就農時 50 歳以上 55 未満で農業次世代人材投資資金を受給していない者 対象経費：農大・先進農家等での研修に要する経費 融資枠：5,000 千円／年 利率：無利子 償還期間：7 年以内（うち据置 2 年）

2. 事業実施期間
平成 20 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規就農者数（人）	目 標	235	248	255
	実 績	237	248	257
	達成率	100.9%	100.0%	100.8%

4. 概要の補足説明

（1）大分県立農業大学の概要

本校は昭和 41 年 4 月、高度な知識・技術を習得し、幅広い視野と誇りや希望をもった農業経営者を養成するため、大分県農業実践大学校として設立し、その後、平成 4 年 4 月に校名を大分県立農業大学校と改称している。

現在、本校は、農業改良助長法に基づく農業者研修教育施設として、学校教育法に基づく専修学校及び人事院規則に基づく短期大学卒業相当と位置付けられ、農学部及び研修部を設置している。農学部は、高等学校卒業生等を対象とし、原則全寮制の下で 2 年間の実践的教育を行っており、研修部は、就農を希望する人を対象に栽培管理技術等の研修を行っている。

職員数（元年度）	
正規職員	27 人
非常勤職員	13 人
外部講師	25 人
合計	65 人

学生数（元年度）	
1 年生	36 人
2 年生	58 人
合計	94 人

5. 監査結果

指摘 35-1	農業大学校の決算
改善事項	大分県農業大学校は昭和41年に設立され、大分県が所有している学校である。収入・支出等の会計事務は大学で行われているが、現状、所管課には要覧の提出はしているものの、所管課に対する大学校の決算報告は行われていない。 大学校には農業大学校外部評価委員会が設置されているため外部評価は行われているが、運営費の大半を県費で賄っている現状をみると、所管課に大学校の決算数字や予算と実績の差額等を報告すべきと考える。また、所管課においては適正な運営が行われている事や支出の内容を確認すべきである。

《補足》

【農業大学校外部評価委員会】

県農業の担い手育成のために求められる質の高い教育を提供するとともに、地域に根ざした開かれた大学校づくりを推進するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、外部評価委員会を設置している。

委員は教育関係者、生産者、卒業生、農業団体、行政の区分から8名が選任されホームページ上で公開されている。

指摘 35-2	大分県就農研修支援金制度について
改善事項	この制度は国が行っている同様の制度の年齢上限が49歳のため、大分県が国の制度の対象外となる50歳以上55歳未満を対象にした貸付制度である。平成26年度からスタートしているが、今のところ1人も借り手がない状況である。宣伝方法に問題があるのか、制度自体に問題があるかを検討し、内容を見直す必要がある。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	28,232	27,580	27,881
決算額	17,032	17,022	16,788
一般財源	14,127	14,948	14,172
財産収入	1,891	1,157	1,257
国庫	0	0	648
諸収入	1,014	917	711

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
国庫（農業経営法人化支援総合事業費補助金）	10/10

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報酬	2,381	2,359
共済費	357	357
報償費	3	67
旅費	414	486
需用費	2,612	1,311
役務費	0	175
委託料	557	567
負担金補助及交付金	10,698	11,466
計	17,022	16,788

【農林水産部】

NO	事業名	課・室
36	農福連携農業労働力マッチング支援事業	新規就業・経営体支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	農家の季節雇用のニーズと社会福祉事業所が取り組んでいる施設外就労での工賃向上ニーズが一致している中、新規就農者の定着や既存の経営体の規模拡大にあたり労働力の確保が課題となっている。
事業の目的	農家の労働力確保のため、障がい者の就労に適した作業内容を把握することによって、農福連携を推進する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 農福連携促進対策 (1) 共同受注事務局による農作業マッチング推進（委託） ・農家でのモデル実施による課題抽出と解決策の検討 ・県内農家や農業団体、関係機関への普及及び啓発 2. 推進費 (1) 農福連携全国都道府県ネットワーク (2) 推進費

2. 事業実施期間

平成 29 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障がい者が従事可能な農作業の選定数(作業)	目 標	5	5	5
	実 績	5	5	5
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 監査結果

指摘すべき事項はなかった。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	2, 329	2, 085	1, 810
決算額	2, 283	2, 075	1, 521
一般財源	2, 283	1, 220	914
繰入金	0	0	0
国庫	0	855	607

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	298	230
需用費	46	46
役務費	4	14
委託料	1, 710	1, 214
使用料及賃借料	17	17
計	2, 075	1, 521

【農林水産部】

NO	事業名	課・室
37	女性就農者確保対策事業	新規就業・経営体支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	農業従事者の高齢化・減少が進展するなかで、感性や消費者目線などの強みを持った女性の農業における役割は大きい。
事業の目的	女性の新規就農者を確保するため、農業女性の情報発信や農業に触れる機会を提供するとともに、雇用就農、自営就農を含め女性が働きやすい就労条件等の整備を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 女性就農者確保対策事業 (1) 活躍する農業女性の情報発信 大分県農業女子紹介冊子の作成、女性向け就農セミナーの開催周知 (2) 農業・農村の理解促進 就農セミナー（2回）、バスツアー（1回）の開催 お試しインターンシップの開催（託児委託、宿泊費補助） 2. 女性が働きやすい就労環境啓発対策事業 (1) 女性が働きやすい就労環境整備のためのセミナー（2回）の開催 内容：女性を雇用・活躍してもらうポイントを学習（労務管理・人材育成・軽作業化・環境整備） 対象：農業法人などの経営者・管理職 (2) 就労環境改善にあたりアドバイザーを派遣（対象：セミナー参加農業法人など） 3. 女性が働きやすい就労環境整備事業 (1) 女性雇用就農促進対策 事業対象：女性を雇用する農業法人などの経営体、 女性の研修を受け入れる就農学校・F S 事業内容：女性向け農機具・省力作業設備の導入、シャワー・トイレ・更衣室等整備

事業費：上限 150 万×18 経営体（県 1／4・市町村 1／4・経営体 1／2）
 上限 150 万×10 力所（県 1／2、就農学校・F S 1／2）

2. 事業実施期間
 令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
女性新規就農者（人）	目 標	—	—	62
	実 績	—	—	69
	達成率	—	—	111.3%

4. 概要の補足説明

大分県の年齢別基幹的農業従事者数(女性)の推移 (人)

	29 歳以下	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上	合計
H17	66	253	1, 073	2, 833	5, 790	5, 663	15, 678
H22	66	197	556	2, 029	4, 612	7, 197	14, 657
H27	59	185	355	1, 210	3, 920	7, 048	12, 777

大分県の新規就農者の推移 (人)

	新規就農者	男性	女性
H24	221	202	19
H25	197	163	34
H26	221	183	38
H27	219	163	56
H28	227	174	53
H29	237	183	54
H30	248	187	61

農業女子紹介パンフレット 配布計画

配布先		配布箇所	配布数	合計部数
ワ ー ク ハ ロ ー	大分（労働局 20, 各 HW10×7 ヶ所	1		90
	九州他県	66		530
	農林漁業就職支援コーナー（全国 20 箇所）	20	10	200
県 外	ふるさと回帰支援センター	1	20	20
	大阪ふるさと暮らし情報センター	1	20	20
	移住・交流ガーデン（総務省が開設）	1	20	20
	県外事務所（東京・大阪）	2	20	40
	県外事務所（福岡）	1		100
	全国新規就農相談センター	1	30	30
	生涯活躍のまち推進協議会	1	20	20
	自衛隊援護協会（東京・福岡）	2	10	20
	自衛隊福岡地方協力本部	1	10	10
	JICA（東京・九州）	2	10	20
	大学	25	10	250
	他県の農業大学校	20	5	100
	協定締結機関	17	5	85
県 内	市町村	18	20	360
	振興局	6	20	120
	大分県農業農村振興公社	1	20	20
	九州農政局大分県拠点	1	5	5
	JA おおいた	1	50	50
	その他農協（5JA）	5	10	50
	自衛隊大分地方協力本部	1	10	10
	JICA（大分）	1	10	10
	県立農業系高校	9		250
	大分県立農業大学校	1		50
	アイネス	1	20	20
	グリーンコープ	7	10	70
	子育て支援拠点等（委託先から配布）	26		1,000
合計		240		3,570
発行部数				4,000
取材対象者		15		50
新規就業・経営体支援課（イベント等で配布）			差引	380

5. 監査結果

【女性就農者確保対策事業】

指摘 37-1	業者選定の妥当性について
勸奨事項	情報発信の委託業者は提案競技により随意契約が結ばれている。提案競技審査委員会の審査により採用されており、選定自体に問題はないが、募集は該当1社のみであり、募集期間も提案資料の提出含め半月と短かった。 成果は事業効果につながるものであり、複数の中からよりよい先を選ぶことのできるよう、募集の周知・期間を設定されたい。

《補足》

女性就農者拡大対策事業の情報発信の委託事業先として、当年度は提案競技により随意契約が決まっている。審査手続きは規程どおり提案競技審査委員会にて6割以上の審査合計点となっており、審査基準を満たし採用されているが募集応募は1社のみであった。申請等の期間設定は規定内であるとのことであるが、複数の応募がなかった要因としては募集告知から申請・企画提出が7月中旬～末までの短期間となっていたことも一因と考えられる。なお、採用企業は予算見積時に依頼をした2社のうちの1社であった。

随意契約の理由として、「2号：その性質・目的が競争入札に適さないもの」であり「本業務は、若い女性を対象とした幅広いネットワーク、提案ノウハウなどが必要となることから、民間企業が創意工夫した業務内容を提案してもらうことにより、より効果的な事業展開が期待できるため」とのことである（随意契約理由書及び業務選定理由書より）。

広告冊子が新たな就業者獲得の広報先としては妥当である旨は検討されており、より幅広い層の女性にPRするため、広報冊子も当初の配布計画先（移住・就農・子育て関係窓口、関係機関（市町村等））に加え、教育機関、ハローワーク等を追加している（「農業女子紹介パンフレット 配布計画」）。

また、提出された実績報告書によると企画提案書どおり広告掲載、SNS配信、広報冊子の作成等行われているが、予定されていたイベント会場での紹介が行われていない。こちらはイベント開催自体がもともとラグビーワールドカップの影響で未定であり、新型コロナウイルスの影響によりイベント中止となったため、未実施となっている。当初より、見積書にはイベント分の費用相当は明記されておらず、情報発信料（広報活動）に含めるとされており、イベント開催できた際のものであったため、企画変更申請等を行われていないとのことであった。しかしながら、不特定多数の人の目に触れる貴重な機会であり、提案競技審査委員会でも質疑その他意見等のあった事案である。企画変更申請

が不要な場合でも、正しく事業が行われるために引受検査時に規格変更とならない旨等の検査調書コメントの記載があつてしかるべきと考える。

【女性が働きやすい就労環境整備事業】

指摘	37-2	執行件数の不足
改善事項	就労環境整備の為の事業であったが、実際の執行は経営体3先・公益社団法人1先のみであり、ほとんどの予算を執行していない。 新規事業のため、周知不足及び市の予算対応ができていない状況が生じている。市町村との連携を行い事業執行に影響の無いようにされたい。	

《補足》

知事選年度の予算については選挙後の予算組みとなるため、市町村予算は組まれた後であり、県と市とで事業費を補助する事業の執行は市町村の予備費や補正予算が組まれることは少なく難しいとのことである。ただし、当年度の事業が知事選に影響されることなく執行されるためには、承認後に問題なく進められることが必要である。執行できない予算が承認されても意味がなく、予算があればその他取り組まれるべき事業もあったのではないか。事業として必要とされる対象者に補助を行う機会を減らし、行政の仕組みで新規就農・経営体支援に機会損失が発生することは避けたい事態である。市町村との連携を行い、必要枠の予備費を確保してもらい、初年度の事業周知が広まるよう検討されたい。

当該事業はセミナー開催の回数をアウトプット指標とし、アウトカム指標である女性の新規就農者は増加傾向にあり目標も達成されている。しかしながら、農業従事者は大きく減少傾向にあり、さらなる新規就農者確保とともに就農者の定着が望まれる。新規の層へ向けた情報発信と、定着のための働きやすい環境は必須であり、双方の事業が順調に進んでこそその農業従事者増加につながるものであり、せつかくの事業の機会損失とならないよう取り組まれない。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	19,225
決算額	—	—	5,164
一般財源	—	—	3,938
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	1,226

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	—	362
旅費	—	193
役務費	—	41
需用費	—	544
委託料	—	1,776
使用料及賃借料	—	119
工事請負費	—	1,617
負担金補助及交付金	—	512
計	—	5,164

【農林水産部】

NO	事業名	課・室
38	林業新規参入者総合支援事業	林務管理課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	本県の森林が伐採期を迎える中、木材生産を拡大し、森林資源を循環利用していくためには、林業の担い手育成が課題である。また、林業事業体では、幅広い知識と技術を持ち、現場で即戦力となる人材を求める声が高まっている。
事業の目的	林業経営等を担う人材を確保・育成するため、林業就業希望者に対して実施する研修への支援や、林業事業体が行うOJT研修に要する経費を助成するとともに、生産性向上に向けた機械操作研修等を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 研修事業 (1) 総合技術習得研修 森林・林業・木材産業に関する体系的な知識・技術の習得研修（1年間）の実施（おおいた林業アカデミー） （補助率1／2、研修人数12人） (2) 現場対応型技術習得研修 ① 高性能林業機械VR研修（委託） 最先端のシミュレータを活用した高性能林業機械操作研修を実施 ② 森林作業道設計技術習得研修（委託） 自動路線設計ソフトや熟練技術者の指導による森林作業道設計研修の実施 2. 新規参入者支援事業 (1) 緑の青年修業準備給付金（国） 1（1）を受講する研修生（45歳未満）に対して給付。137.5万円／年×10人＋事務費 (2) 中高年移住推進給付金（県） 1（1）を受講する研修生（中高年移住者、45歳以上55歳未満）に対して給付。100万円／年×2人＋事務費

(3) 再造林担い手支援事業

造林新規参入者へ就業支援講習(3日)を実施するほか、造林OJT型研修(6ヶ月)に要する経費を支援する。

3. 広報事業

研修生を広く募集するため、各種媒体を利用した広報及びパンフレット・ポスター作成

2. 事業実施期間

令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規林業就業者数 (人)	目 標	84	89	105
	実 績	94	105	105
	達成率	112%	118%	100%

4. 概要の補足説明

担い手の数は次のとおりである。

単位：人

	7 年	12 年	17 年	22 年	27 年
林業就業者	2,225	1,637	1,362	1,435	1,367
うち伐採作業者	792	583	593	712	845
うち造林作業者	1,433	1,054	769	723	522

林業就業者数は国勢調査結果より算出

新規就業者の数は次のとおりである。

単位：人

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
新規就業者	81	83	94	105	105

認定林業事業体の数は次のとおりである。

単位：事業体

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
認定林業事業体	77	84	87	89	91

認定林業事業体…雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に取り組む事業主が、雇用管理の改善及び事業の合理化についての計画(改善計画)を作成し、大分県知事が認定した事業主をいう。

単位：千m³

	27 年	28 年	29 年	30 年	元年
県の素材生産量	1, 136	1, 233	1, 326	1, 448	1, 508

令和 6 年度の県の目標は次のように設定されている。

	27 年	6 年目標
林業就業者数（人）	1, 367	1, 372
	元年度	6 年度目標
新規就業者数（人）	105	110
認定林業事業体数（事業体）	91	100
認定林業事業体の目標		
主伐生産性（m ³ /人・日）	10. 0	12. 0
素材生産量（万 m ³ /年）	80	110
中核林業経営体数（経営体）	18	35

上記から、就業者数は現状維持を確保しつつ、路網整備や高性能機械などの設備投資等により生産性を上げようとしていることが見て取れる。

5. 監査結果

【研修事業（総合技術習得研修）】

おおいた林業アカデミー（以下、アカデミー）は、森林組合や林業会社などの林業分野への就業を目指す者や林業を新たに始めようとする者を対象とした、林業の知識や技術を習得する研修である。県が 75%出資している公益財団法人森林ネットおおいたが研修運営者となり、大分県林業研修所（由布市湯布院町）及び県内の林業現場で研修を行っている。研修期間は 1 年間。

指摘 38-1	委託と補助の区分
勸奨事項	本事業では委託事業と補助事業が混在している。何を県が本来的に行うべき業務として委託の対象とし、何を公益財団法人森林ネットおおいたが担う研修運営者の業務に対する補助の対象とするか、といった点が整理されず曖昧なまま事業が実施されている。今後は、委託で行うのか補助で行うのか、財源のみならず実施主体はいずれのものであるべきかといった視点を明確にして事業を組み立てる必要がある。

《補足》

研修事業においては、総合技術習得研修と現場対応型技術習得研修が実施されているが、前者の研修は補助事業により、後者は委託事業により実施されているところ、このすみ分けの理由が明確にされていない。

所管課によると、過去の財源の都合上、委託事業で行おうとした事業を補助事業で行ったといった経緯があるといった説明を受けた。なお、他県の林業学校では委託で行っているケースと補助で行っているケースがある。

指摘 38-2	実績報告における添付書類
不備事項	補助金交付要綱により補助事業実績報告書の添付書類として、領収書又は請求書の写しの提出が求められているところ、会計帳簿の元帳のみが提出され、領収書や請求書のほとんどが提出されておらず、要綱に沿った運用が行われていない。今後は、要綱に沿った資料の添付を提出するか、提出が不要であるならば補助金要綱の見直しが必要である。

《補足》

林業新規参入者総合支援事業費補助金交付要綱によると、補助事業者は一定の期日までに補助事業実績報告書及びその添付資料として、(1)事業実績書、(2)収支精算書、(3)実施状況写真、(4)領収書又は請求書の写し、(5)財産管理台帳の写し、(6)その他知事が必要と認める書類を提出することとされている。

事業関係簿冊を見ると、(4)領収書又は請求書の写しに関して、高速道路の利用明細書を除き、他はすべて会計帳簿の元帳の写しが提出されていた。

指摘 38-3	証拠資料の適合性
改善事項	高速道路の利用明細書に基づき使用料及び賃借料が支払われているが、明細書の利用年月日と研修実績表を照合したところ、研修実績表の空白及び休講となっている日に高速道路が利用されていたケースがあり、その理由等が関連簿冊に記録されておらず当事業で発生したものか判別できなかった。補助金の不正流用の観点から、書類間の不整合に留意して書類チェックを行う必要がある。

《補足》

高速道路利用明細書と研修実績表との不整合が見られたものとして、例えば、次のようなものが挙げられる。

日付	高速道路利用明細書	研修実績表
平成 31 年 4 月 8 日	湯布院 ～ 日田 往復	空白
令和元年 7 月 1 日	大分光吉第一 ～ 湯布院 往復	休講

所管課からは後日、研修準備のための出張、研修に係る打ち合わせに伴うものであり問題はなかったとの説明を受けた。

今後は、補助事業外の経費が混入するリスクを想定し書類チェックを行っていくことが望ましい。なお、業務効率上全件照合を行うのが難しいのであれば、少なくともサンプルチェックを行い、その証跡を残しておくことが必要である。

指摘 38-4	予算と実績の差異
勸奨事項	収支精算書の支出において、手当が当初の予算額 100 万円に対して精算額は 150 万円となっている。添付資料として提出された元帳を見ると各月の通勤手当となっていた。通勤手当が予算と実績がこれほど乖離する理由が書面では把握できなかった。合理性が確認できないものは理由を確かめ、収支精算書の備考欄に記録しておくことが望ましい。

《補足》

所管課からは、交付申請書上でも報告された手当の予算額 100 万円は、前年度の補助事業者の理事会で承認を得た金額を記載したものであり、その時点でアカデミーに配置する講師が決定しておらず、手当等は概算計上されたため実績額と差異が生じたとの報告を受けた。

【研修事業（高性能林業機械VR研修（機械のリース及び研修の委託））】

最先端のシミュレータを活用した高性能林業機械を県がリース契約を交わした上で、操作研修を（公財）森林ネットおおいたに委託し、事業が実施されている。なお、この研修はアカデミー研修生のほか県内の林業事業体も研修対象とされている。

指摘 38-5	実績報告書における報告事項（研修委託）
不備事項	実績報告に当たり提出された研修日程表に指導作業員名が記載されておらず、誰が指導を行ったのかが資料で確認できなかった。当該事業については指導作業員の報酬相当額が委託費として支出されており、委託契約書（仕様書）に沿った業務内容が実施されたことを確かめる観点からも、受講者名のみならず指導作業員名についても報告する必要がある。

《補足》

令和元年度高性能林業機械VR研修業務委託積算書には、指導作業員の人件費相当額が含まれている。また、委託契約書の中で再委託等の禁止を定めていることから、研修作業員名を把握する必要があると言える。

指摘 38-6	稼働日数の不足（研修委託）
改善事項	当研修委託業務に関する仕様書において、研修の回数は定めないが、シミュレータの稼働日数が概ね月 10 日以上となるよう努めることと定められているところ、令和 2 年 2 月の利用状況をみると 5 日程度であった。仕様書に従った運用をするよう改善するべきである。また、他に稼働した日があれば、その記録を事業実績書（添付資料含む）の中で記載すべきである。

《補足》

所管課からは上記のほか、研修指導者のための訓練で 6 日以上は稼働していることを確認しているといった回答を後日受けた。